

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金

申請の手引き

観光需要の急速な回復に伴い顕著となっている宿泊事業者の人手不足の解消を図るため、宿泊事業者が外国人材を雇用する際に要する経費の一部について、補助金を交付します。

申請受付期間

令和6年5月1日(水)から 令和7年2月28日(金)まで ※期間中必着

補助事業対象期間

雇用契約締結後 から 令和7年3月31日(月)までに支払う経費が対象。 ※ただし交付決定日以降に労働開始した外国人材に係る経費に限る。

申請対象

【交付対象者】

仙台市内で<u>旅館業法上のホテル・旅館</u>を営む事業者、個人等。

- ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる「性風俗関連特殊営業」及び それに類する事業を行っている事業者を除く。
- ※市税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者、宗教活動や政治活動を目的 とした事業者を除く。

【補助対象内容】

外国人材の雇用にあたり必要となる経費を補助する。

外国人材とは、**技術・人文知識・国際業務または特定技能の在留資格を持って在留する者(取得予定を含む)**をいう。

補助金の不正受給は犯罪です。発覚した場合には法令等に基づき、補助金全額の返還のほか、加算金の請求、懲役もしくは罰金に処せられる可能性があります。

お問合せ

事務局名:仙台市宿泊事業者人材確保支援事務局 住 所:〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1

仙台第一生命タワービルディング2階

電話番号: 080-7339-2052 (平日 9:30~17:30)

【令和6年5月24日修正】 ※P3 補助対象事業について加筆 /P5 雇用契約締結について加筆/ P11 Q3文言加筆 【令和6年9月13日修正】 ※P10 様式変更による差替え

目 次

| ■申請にあたっての注意事項 | |
|---------------|------|
| ■ 補助金の概要 | |
| 【趣旨】 | P.03 |
| 【補助対象事業者】 | P.03 |
| 【補助対象事業】 | P.03 |
| 【補助対象経費】 | P.03 |
| 【補助金の額】 | P.03 |
| 【スケジュール】 | P.04 |
| 【交付申請書類】 | P.04 |
| 【実績報告書類】 | P.04 |
| 【交付申請書類】 | P.04 |
| ■ 交付の流れ | P.05 |
| ■様式一覧 | P.06 |
| ■よくある質問 | P.11 |

申請にあたっての注意事項

本補助金に係る注意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

- 1. この「宿泊事業者外国人材雇用支援補助金申請の手引き」は、令和6年5月1日から令和7年2月 28日(必着)までに申請された本補助金事業に適用されます。
- 2. 定められた期日までに補助金交付申請書・実績報告書・交付請求書等の提出がないと、補助金は受け 取れません。

補助金交付要綱に定めた書類等を事務局に提出し、審査基準を満たさなければ補助金は受け取れません。もし、提出した申請書類に不備があった場合は、定められた期日までに修正したものを事務局に提出しなければなりませんので、早めに対応いただきますようお願いいたします。また、提出書類に疑義がある場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

3. 補助金の交付決定日より前に、雇用外国人材が労働開始した場合は、補助金を受け取れません。

4. 決定の取消し・補助金の返還

市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消しします。取り消しした場合において、補助金交付されているときは、期限を決めてその全部または一部の返還を請求します。

- (1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定または交付を受けたとき。
- (2)補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4)補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (5)補助事業を中止したとき。
- (6)補助事業を遂行する見通しがなくなったとき。
- (7)その他市長が補助金を交付することまたは交付したことが不適当であると認めたとき。

5. 立入検査等

市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、または当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる場合があります。

6. その他

申請者は、本手引き、補助金交付要綱等に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとします。

補助金の概要

【趣旨】

観光需要の急速な回復に伴い顕著となっている宿泊事業者の人手不足の解消を図るため、宿泊事業者が外国人材を雇用する際に要する経費の一部について、補助金を交付するものです。

【補助金の交付対象者】

旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、市内において同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む宿泊事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、 かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団等との関係を有していないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等ではないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に 掲げる「性風俗関連特殊営業」及びそれに類する事業を行っていないこと。
- (5) 誓約事項に同意する者であること。

【補助対象事業】

補助対象者が実施する外国人材の雇用に関する事業。

外国人材とは、出入国管理法及び難民認定法に規定する在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務または特定技能の在留資格を持って在留する者(取得予定を含む)をいう。

【補助対象経費】 ※交付決定日以降に労働開始した外国人材に係る経費が対象となります。

◆移動費

・外国人材の入国に伴う移動費 ※事業者の人員の現地視察等の旅費は認めない

◆手数料

- ・送り出し機関や人材紹介会社、登録支援機関へ支払う紹介手数料
- ・入国管理局に支払う在留資格に係る手数料 等

◆委託料

- ・在留資格の変更や申請に係る行政書十への委託料
- ・登録支援機関への委託料
- ・通訳の手配に係る委託料等

◆福利厚生費

- ・外国人材の健康診断の費用 等
- ※いずれも消費税及び地方消費税に相当する額は除く。
- ※いずれも、**仙台市内の宿泊施設で勤務する外国人材との雇用契約締結後~令和7年3月31日** (月)に支払う経費が対象。

【補助金の額】

補助率:補助対象経費の2分の1

上限額:1事業者あたり上限20万円

外国人材1人あたり10万円、1事業者あたり2人まで

補助金の概要

【スケジュール】

申請期間 令和6年5月1日(水)~令和7年2月28日(金)まで ※期間中必着



補助金交付

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付請求書提出から3週間程度

【補助金交付申請書の際に必要な書類】

- ① 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付申請書 様式第1号 ※印鑑は、代表者印(丸印)を押印願います。
- ② 外国人材と締結した雇用契約書の写し
- ③ 補助対象経費の内訳書(見込) 別紙1
- ④ 補助対象経費の見積書等の写し
- (5) 補助対象事業の概要が分かる資料
- ⑥ 申請者の概要が分かる資料(旅館業営業許可証の写し)
- ⑦ 市税納付状況確認同意書 別紙 2

【事業実績報告の際に必要な書類】

- ① 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金事業実績報告書 様式第8号
- ② 補助対象経費の明細書 別紙3
- ③ 補助対象経費の領収書等の写し
- ④ 雇用した外国人材の就労が分かるもの(在留カードの写し等)

【補助金交付請求の際に必要な書類】

- ① 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付請求書 様式第10号
- ② 請求書 別紙4
- ■申請書等のダウンロードページ(仙台市HP)

https://www.city.sendai.jp/kankokikaku/syukuhakujigyou/koyou.html

■提出先

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号 仙台第一生命タワービルディング2階 仙台市宿泊事業者人材確保支援事務局 (JTB仙台支店内)

«お願い» 書類の不備等の確認でお問合せすることがありますので、提出される申請書類は、

事業者様にて控え(コピー等)を保管していただきますようお願いいたします。

★掲載場所はこちら★

仙台市ホームページ>事業 者向け情報>経済・産業> 観光振興・MICE誘致>お知 らせ>

宿泊事業者外国人材雇用支 援補助金について



交付の流れ

補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)

【事業者】

外国人材と雇用契約締結

申請準備

【事業者→事務局】

補助金交付申請書の提出

【申請受付期間】 令和6年5月1日から

令和7年2月28日(必着)まで

審杳

【事務局→事業者】

補助金交付(不交付)決定

- ・交付(不交付)決定通知書の送付
- ·事業実績報告書作成·提出依頼

書類に不備がない場合、 申請書受理から

2週間程度 ※目安

決定通知

【事業者】

外国人材の労働開始 対象経費の支払い

【事業者→事務局】

事業実績報告書の提出

交付決定日以降、

外国人材の労働開始・対象経費の支払。 実績報告は、補助事業完了の翌日から 起算し30日以内または令和7年3月31 日のいずれか早い日までに行わなければ ならない。

審查

【事務局→事業者】

補助金額確定

- ・補助金確定通知書の送付
- ·補助金交付請求書作成·提出依頼

書類に不備がない場合、

実績報告書受理から

2週間程度 ※目安

確定通知

【事業者→事務局】

補助金交付請求書の提出

確定通知書受領後、

受領日から起算して<u>10日以内</u>に交付請求書を提出しなければならない。

送金準備

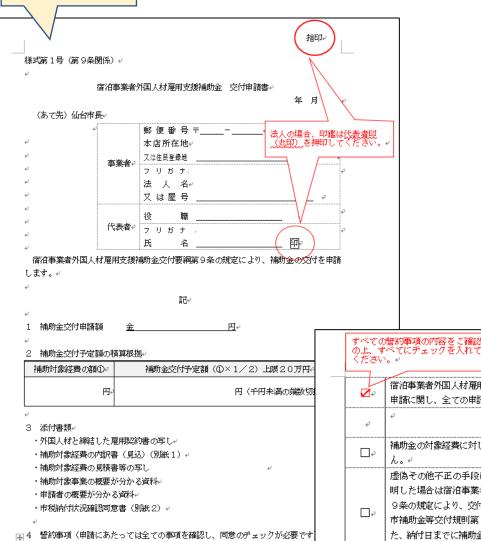
【仙台市→事業者】

補助金の交付

書類に不備がない場合、 交付請求書受理後、 指定口座への送金まで 3週間程度 ※目安

【交付申請書類】

様式第1号



チェック 私は、宿泊事業者外国人材雇用支援補助金の交付申請に関して、下記の

誓約します。₽

ください。🖟 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金申請の手引き等を確認しており、補助金の 申請に関し、全ての申請要件を満たしています。↩ 補助金の対象経費に対して、国、県、市その他機関から補助金は受けていませ □ 4 λ. ₽ 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判 明した場合は宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第18条及び第1 9条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等に応じるとともに、仙台 T_P 市補助金等交付規則第18条第1項による加算金等の支払にも応じます。ま た、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助 金等交付規則第18条第2項による遅延損害金を納付することに応じます。↓ 仙台市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。 _ ₽ 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名等の情報が公表されるこ - ₽ とに同意します。₽ 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意し - ₽ 仙台市補助金等交付規則施行要領第3条第2項の規定に基づき、代表者、役員 又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する 47 法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、 かつ、将来にわたっても該当しません。₽ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) □ 43 第2条第5 項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を行っていません。↩ 申請書類及び添付書類の内容について、仙台市が他の行政機関や警察等に確認 等を行うとともに、他の行政機関や警察等が補助金の支給要件の該当性等を審 - ₽ 査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付 書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供する ことに同意します。₽

【交付申請書類】

別紙1

別紙1(第9条関係)↓

補助対象経費の内訳書(見込)↓

| 区 分型 | 支払予定額↓ (税込)↓ | 補助対象経費↓ (税抜)↓ | 補助対象経費の説明₽ |
|------------|-----------------|------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 移動費₽ | 円+ | 円 | ・外国人材の入国に伴う移動費。 ※事業者の人員の現地視察等の旅費は認めない。 |
| 手数料₽ | 円4 | 円4 | ・送り出し機関や人材紹介会社、登録支援機関等へ の支払い紹介手数料。 ・入国管理局に支払う在留資格に係る手数料等。 |
| 委託料₽ | 円4 | 円。 | ・在留資格の変更や申請に係る行政書士への委託料。 ・登録支援機関への委託料。 ・通訳の手配に係る委託料 等。 |
| 福利厚生 費₽ | 円4 | 円4 | ・外国人材の健康診断の費用等。 |
| その他や | 円。 | 円。 | ・市長が特に必要と認めた経費。 |
| 合 計₽ | 円。 | 円。 | Į. |

※外国人材の複数人の雇用に係る支援等をまとめて委託している場合は、その合計額を記載すること↓

雇用する外国人材に関する情報 (人目) ↩

| | | _ |
|-----------|----|---|
| 氏 名 | ę. | Ç |
| 国 籍 | ę. | ٦ |
| 在 留 資 格₽ | ę. | ٦ |
| 雇用契約締結年月日 | ę. | ٦ |
| 労働開始予定日及 | ₽ | ç |
| び雇用期間₽ | | |
| 従事予定業務↵ | ę. | ٦ |
| 従事予定施設名↩ | ę. | ٦ |

雇用する外国人材に関する情報(人目) ₽

| 氏 名 | ₽ | ٦ |
|-------------|---|----|
| 国 籍 | ₽ | ¢) |
| 在 留 資 格 | ₽ | ٦ |
| 雇用契約締結年月日 | ₽ | Ç |
| 労働開始予定日及 | ₽ | Ç |
| び雇用期間₽ | | |
| 従 事 予 定 業 務 | ₽ | ٦ |
| 従事予定施設名4 | ₽ | ٦ |

.

【交付申請書類】

別紙2

| 別紙2(第9条関係)。 | | |
|-----------------------|--------------|---------------------------|
| 市利 | | a |
| | | 年 月 日 。 |
| (あて先)仙台市長。 | | |
| (文化観光局観光交流部観光課扱し | i) | |
| | 申請者。 | |
| | 所在地。 | |
| | 住 所 zu#+ | , i |
| 「同意します」を選択された場合、 | 名 称 | 「同意しません」を選択された場合は |
| 下記の「一」の部分を必ずご記入願しいます。 | 氏名 | 取付けの上、添付してくだざい。 |
| ('a. 90 a | | 下記の※を必ずお読みください。 |
| | | |
| 市税納付状況確認。 | | |
| 私(法人(団体)含む)の仙台市 | 市税納付状況(税目 | ・税額・申告の有無等)を文化観』。 |
| 光局観光交流部観光課が税務担当課 | に照会することに。 | . / |
| 一同意します | | <mark>/</mark> 同意しません√ |
| 同思しより | -1 | IN.S.C.A.€.N₽ |
| ※ 蘇当するものを口で囲んでください。 | 同意する場合は、納付状況 | の確認に際し、申請者を特定するために必要 |
| な下記の情報について記入をお願いし | ます。 | |
| 個人の場合 | | |
| ・生年月日(年 月 | | |
| ※個人事業主の方は沢の2点についても記 | (人をお願いします。) | |
| ・事業所所在地。 | | |
| (申請者と同一の場合は記入不要) | | |
| ・事業所名称・屋号 | | -1- |
| 法人格を有する場合。 | | |
| ・本店や主たる事務所の所在地。 | | |
| (申請者と同一の場合は記入不要) | | |
| ・本店や主たる事務所の名 称。 | | |
| (申請者と同一の場合は記入不要) | | .a |
| ・法 人 番 号 (13桁) _ | | _3 |
| と日本された1・担合には、大名の開発す | 5左矢にかからさ ずこ | 寄りの区役所・総合支所税証明担当課 |

との証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください<u>(法</u> 人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。)。

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないこ

【実績報告書類】

様式第8号

様式第8号(第15条関係)→

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 事業実績報告書4

年月日↓

(あて先) 仙台市長↓

申請者 住所又は所在地 ↓ 氏名又は名称 🗸

)指令第 号で交付決定がありました標記補助金に 年 月 日付仙台市(係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び宿泊事業者外国人材雇用支 援補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。↩

なお、本報告時点で外国人材が在留力ードを取得していない場合は、取得後速やかに仙台 市に対して提出し、雇用状況について報告します。↓

訰₽

| 1 | 事業費総額4 | 金円₽ | |
|---|----------|------------------------|----------|
| 2 | 補助金交付申請額 | 金円₽ | |
| 3 | 申請書類₽ | 1補助対象経費の明細書(別紙3)↓ | |
| | | 2補助対象経費の領収書等の写し↓ | |
| | | 3 雇用した外国人材に係る在留カードの写し↓ | 別紙3↵ |
| | | 4 その他市長が必要と認める書類₽ | |
| | | | LI LI |

補助対象経費の明細書↓

補助対象経費の明細 【添付書類:補助対象経費の領収書の写し】↓

支払予定額+ 補助対象経費 区 分₽ ※市記載欄↩ (税込) ₽ (税抜) ₽ 移動費₽ 円 手数料₽ 円 H 委託料₽ 円 円 福利厚生费。 用÷ 円₽ その他≠ 円÷ 円₽ 舎 計₽ 円

※印欄は記入しない。↵

雇用した外国人材に関する情報 (人目) ↩

| 氏 名₽ | ₽ | ÷ |
|-----------|----|---|
| 国 籍科 | ₽ | ÷ |
| 在 留 資 格₽ | ₽ | 4 |
| 雇用契約締結年月日 | ₽ | * |
| 労働開始予定日及 | €3 | * |
| び雇用期間₽ | | |
| 従事予定業務₽ | ₽ | * |
| 従事予定施設名₹ | ų. | 4 |

雇用した外国人材に関する情報 (人目)↓

| 氏 名 | ₽ |] |
|-------------|---|---|
| 国 籍 | ₽ | 4 |
| 在留資格 | ₽ | 4 |
| 雇用契約締結年月日 | ₽ | 1 |
| 労働開始予定日及 | € | 4 |
| び雇用期間₽ | | |
| 従 事 予 定 業 務 | ₽ | 4 |
| 従事予定施設名₽ | ę | 4 |

9

別紙3

【交付請求書類】

様式第10号

様式第10号(第17条関係)↓ 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金 交付請求書4 年 月 日↓ (あて先) 仙台市長↓ 申請者 住所又は所在地 ₽ 氏名又は名称 年 月 日付仙台市()指令第 号で交付の決定の通知がありました標記 の補助金について、宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付要綱第17条第2項の規定に より、下記のとおり請求します。↩ 記↩ 別紙4 事業の種類↓ 補助確定額↩ 円↩ 別紙4(第17条関係)↩ 金 請 求 書↩ 請 求 額4 3 円↩ 金 額↩ ただし、<u>『宿泊事業者外国人材雇用支援補助金</u>』として(内訳のとおり)↔ 訳← 規 格← 単位← 数量← 単 価↩ 額 補助金⊭ 専用 円 式 1 仙台市()第 小 計中 消費税及び地方消費税↩ # 上記(裏面)の金額を請求します。← ⊟ € 年 月 (あて先) 仙台市(区) 長↩ 住所 仙台市🗸 氏名← □ 登録債権者ですので# 指定した方法でお支払いください。↩ (債権者電話番号下 4桁)↔ 電話() ₽ ₽ □ □座を複数登録していますので ↔ 銀行 店 □ 登録していませんので4 1 普通↔ □座◆ 右のとおり振り込んでください。↩ 2 当座⊖ 番号 (上記のいずれかに四印をつけてください)↩ 口 フリガナ 座 金額は、アラビア数字で記入してください。 1 2 名 首標金額の訂正は認めません。 自標本報の計正は認めません。♥ 首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入して♥ ください。♥ 義

IU

よくある質問

O1.対象となる経費はどういったものですか?

下記の経費が補助対象となります。

◆移動費

・外国人材の入国に伴う移動費 ※事業者の人員の現地視察等の旅費は認めない (例:外国人材が居住地から日本に入国するまでにかかった交通費、入国後の空港から本市への交通費)

◆手数料

- ・送り出し機関や人材紹介会社、登録支援機関へ支払う紹介手数料
- ・入国管理局に支払う在留資格に係る手数料 等

◆委託料

- ・在留資格の変更や申請に係る行政書士への委託料
- ・登録支援機関への委託料
- ・通訳の手配に係る委託料 等

◆福利厚生費

- ・外国人材の健康診断の費用 等
- ※いずれも、仙台市内の宿泊施設で勤務する外国人材との雇用契約締結後~令和7年3月31日(月)に 支払う経費が対象。

Q2.仙台市内に複数の施設を経営しています。事業者単位での申請のようですが、施設 単位で申請することはできますか?

施設単位での申請はできませんので、事業者単位で申請いただきますようお願いいたします。 複数の施設を経営している場合でも、補助金の上限額は1事業者あたり20万円(外国人材1人あたり 10万円、1事業者あたり外国人材2人まで)です。

Q3.申請期間前に採用し、現在勤務している外国人材は対象となりますか?

対象となりません。 交付決定日以降に雇用外国人材が労働開始した場合のみ対象となります。

Q4.外国人材の雇用形態は、どのようなものが対象となりますか?

正社員または契約社員として、フルタイムで継続的に勤務することを前提に雇用する場合が対象です。アルバイト、派遣は対象外です。

Q5.予算の上限を到達した場合、補助金の受付は終了となりますか?事前に予算が間もなく到達する旨の通知などはあるのでしょうか?

予算の上限に到達した場合、補助金の受付を終了いたします。なお、事前の通知等は行いませんのでご了承ください。受付を終了した際は、仙台市HPでお知らせいたします。

Q6.補助対象事業の概要が分かる資料とは、何を提出すればいいのでしょうか?

外国人材の雇用に係る手続きのスケジュールや自社の人員配置の計画がわかる資料をご提出ください。

Q7.メールやファックスで申請することはできますか?

できません。申請は郵送でのみ受け付けています。

※事務局では受付窓口を設けておりませんので、ご持参頂くことはお控えください。

Q8.支払が完了したものから実績報告書を提出してもいいですか? 一度にまとめて実績報告しないといけないのでしょうか?

申請した事業の支払がすべて完了してから報告いただきますようお願いいたします。